

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

## 1 現状

### (1) 地理的要因

中頓別町は、中央部に秀峰ピンネシリ岳（704メートル）、南西部は標高500メートル程の北見山脈、東部はポロヌプリ山（838メートル）があり、四方を山に囲まれた山間部に位置しており、町の面積の8割が山林である。また、これらの山々から発した頓別川（2級河川）と兵知安川の2川が町の中心部に沿うように流れている。

気候は、年間を通して冷涼であり、夏季は涼しくて過ごしやすいものの、冬季は、豪雪に加え、しばしば-30度を下回る気温が観測され、全国一の冷え込みを記録する日も多くある。



(出典：宗谷教育局HP)



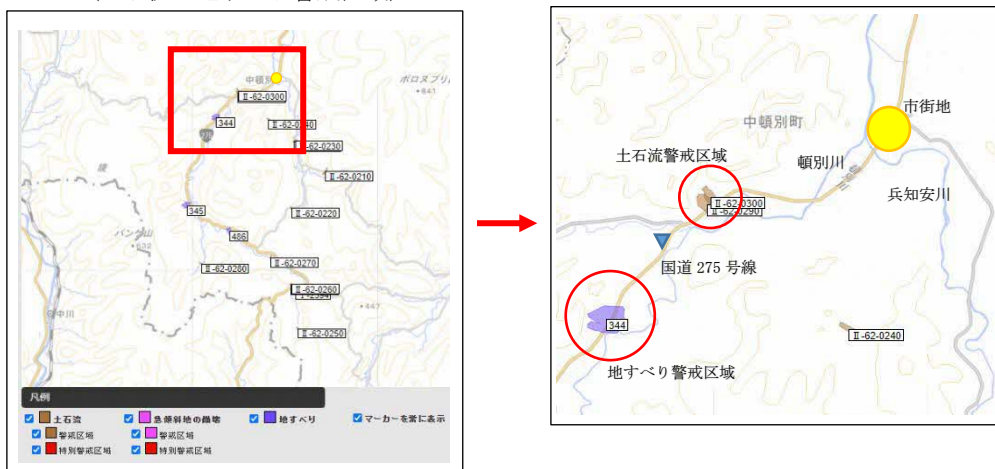
(出典：中頓別町HP)

### (2) 地域の災害リスク

#### ①土砂災害：北海道士砂災害警戒情報システム

北海道士砂災害警戒情報システムによると、土石流や地すべりにより当町のライフラインである国道275号が寸断される可能性がある為、対策が必要である。

(土石流・地すべり警戒区域)



(出典：北海道士砂災害警戒情報システム)



内にウイルスを持ち込まない為の徹底した対策を講じる必要がある。

### ⑤その他の災害リスク

当町での主な災害は、大雨や暴風、雪害等が挙げられ、これまで津波災害については記録されていない。雪害については、大雪による建物の倒壊や、暴風雪による国道の通行止めなどがある。

また、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、当町においても大規模停電が発生した。災害の少ない当町だが、いついかなる場合においても災害に対する備えが必要であり、災害対策の強化が急務であると認識させられた。

#### 《過去10年間における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(戸)	その他の被害
H22.8.13 ~14	豪雨	集中豪雨による災害発生 13日22時~ 14日22時 降雨量58mm	床下浸水 1戸	農業被害 78箇所 被害額 37,100千円 土木被害 6箇所 被害額 14,273千円 林業被害 4箇所 被害額 3,400千円 合計 54,773千円
H25.1.26	大雪	暴風雪による被害		暴風雪による国道275号線一時通行止め 中頓別町字寿一浜頓別町戸出間
H25.3.2	大雪	暴風雪による被害		暴風雪による国道275号線一時通行止め 中頓別町字小頓別一浜頓別町戸出間
H25.4.7	暴風	最大風速16mの暴風雨		農業被害2箇所 被害額 3,083千円
H26.8.5	大雨	大雨による被害 24時間降水量 125.5mm	上頓別住宅の物置一部が床下浸水	頓別川(寿)にて氾濫注意水位に達するも避難警報には至らなかったが、頓別川周囲の牧草地を中心に冠水箇所あり。
H30.2.2~ 3.23	大雪	大雪による被害 降雪量878cm	公共施設等被害38件	公共施設等被害内訳 公共施設 15件、農業関係施設 16件、 商業関係施設 3件、 その他住宅など4件、建物の倒壊、屋根の破損、窓ガラスの破損など

(出典：中頓別町国土強靱化地域計画(素案))

### (3) 商工業者等の状況

- ・商工業者等数 73人(独自データ)
- ・小規模事業者数 68人(独自データ)

#### 【内訳】

(独自データ：令和2年3月31日現在)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	8	8	市街地に集中
	製造業	7	7	市街地に集中
	卸売業	2	2	市街地に集中
	小売業	16	16	市街地に集中
	飲食・宿泊業	12	12	市街地に集中
	サービス業・その他	28	23	市街地に集中
合計		73	68	

#### (4) これまでの取組

##### 1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
中頓別町防災会議条例	S37.12	
中頓別町地域防災計画	R2 年度	令和2年度更新
中頓別町災害ハザードマップ	R2 年度	令和2年度更新
防災行政無線運用開始	R2. 6	個別受信機全戸配布
防災訓練の実施	R1.10	年1回の実施
避難所等		指定避難所2箇所、未指定避難所15箇所 指定緊急避難所2箇所 避難場所 未指定避難場所3箇所
防災備品の備蓄		飲料水、非常食、生活用品、簡易トイレ 災害資材、暖房機、小型発電機、 ベット（段ボール・エア） パーテーション（テント）

##### 2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	R2.10	チラシ配布 50部
損害保険への加入促進	R2.10	チラシ配布 50部
事業継続計画について周知	R2.12	広報記事掲載

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

(独自データ：令和2年3月31日現在)

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (独自データ)	事業継続力強化計画 策定目標				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	8	8	1	0	1	0	1
製造業	7	7	0	1	0	1	0
卸売業	2	2	1	0	1	0	0
小売業	16	16	1	1	1	1	1
飲食業	12	12	1	1	1	1	1
サービス業・その他	28	23	1	1	1	1	1
合 計	73	68	5	4	5	4	4

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害により影響を受ける小規模事業者を優先し、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向 けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて中頓別町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

### 6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

中頓別町	中頓別町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

#### (1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

#### ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録や北海道土砂災害警戒情報システム等の資料を用いながら、事業所立地場所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明する。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

#### ウ. 関係団体等との連携

- ・専門家である有限会社ブレインズ・ワン（代表取締役 阿部 裕樹（防災士/ITコーディネータ））に依頼して職員のノウハウの育成を図る。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取組状況の確認（年1回実施）

（独自データ：令和2年3月31日現在）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ件数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	8	8	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
製造業	7	7	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸売業	2	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
小売業	16	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	28	23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	73	68	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4

- ・中頓別町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）において、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。（年1回開催）

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（川の氾濫等）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する）。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	経営指導員 補助員

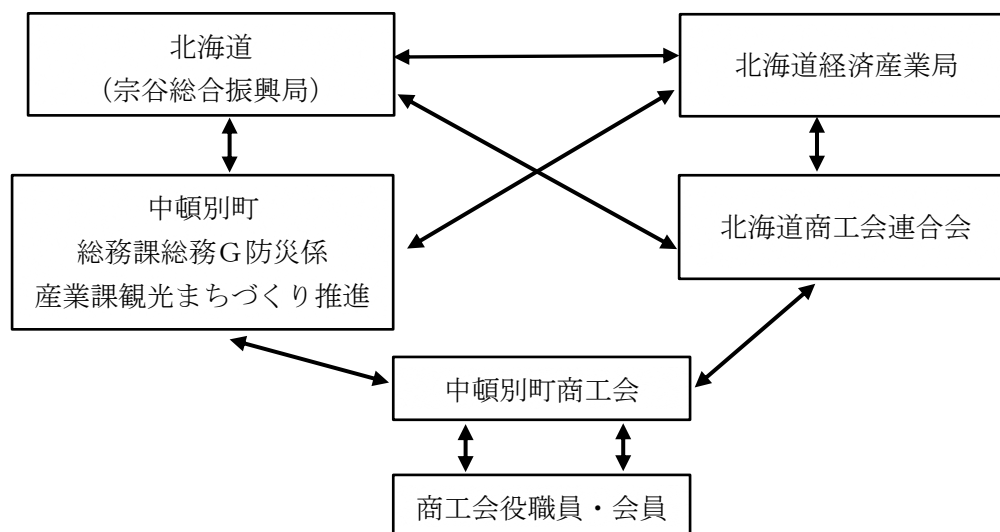
・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ町と定めた方法により確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて報告する他、別途支持があった方法にて報告する。
- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法





#### **(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- 被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地内小規模事業者等へ周知する。
- 損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援**

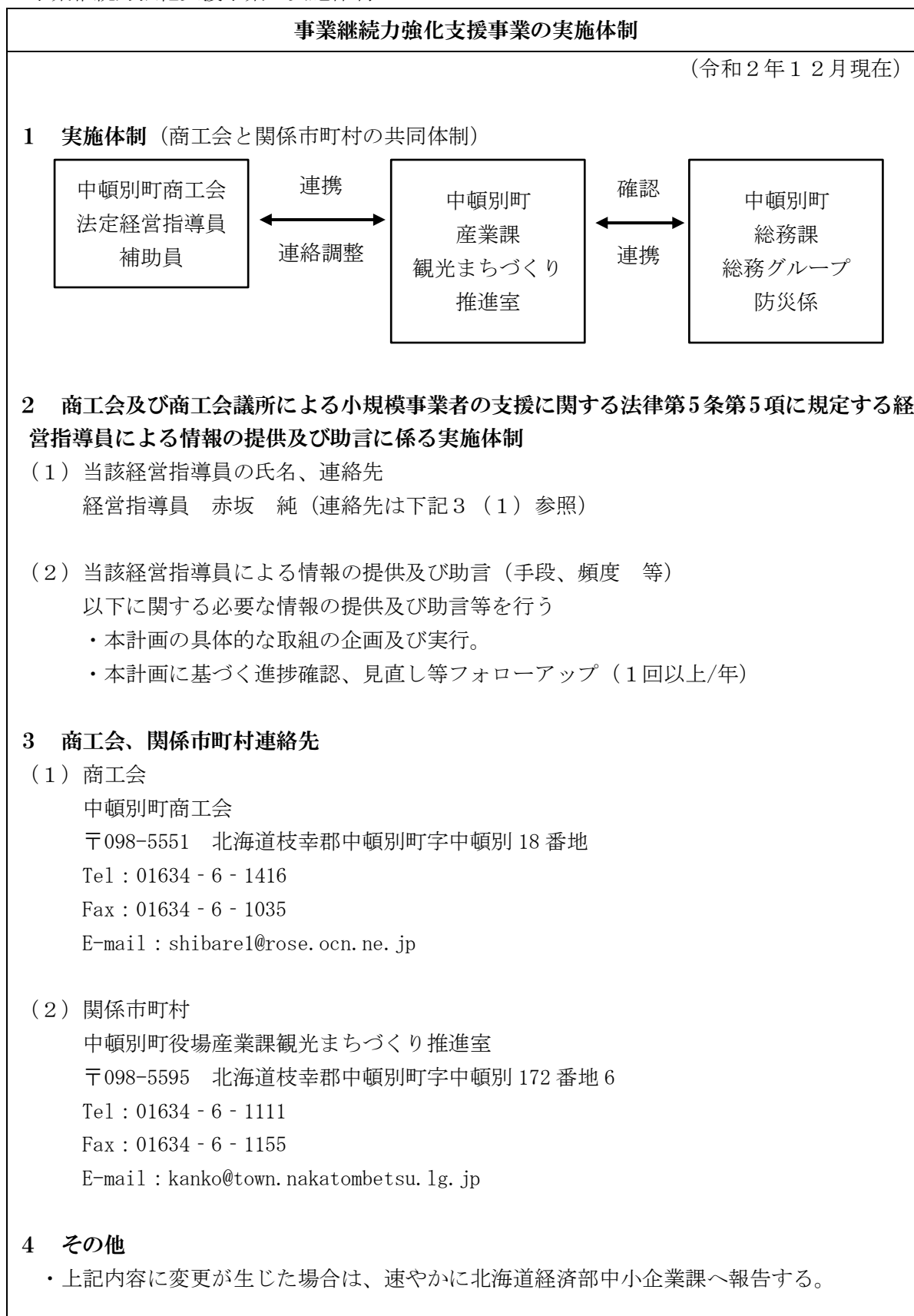
- 中頓別町と商工会とで協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を道や北海道商工会連合会に相談する。

#### **(6) その他**

- 本計画は、中頓別町商工会及び中頓別町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- 本計画に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

調達方法
会費、各種手数料、国補助金、道補助金、町補助金、受託収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。